

令和元年度第 1 1 回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 2 月 1 0 日

場所 東北町役場（分庁舎）第 1 会議室

令和元年度第11回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

2. 開会日時 令和2年2月10日（月） 午後1時30分

3. 閉会日時 令和2年2月10日（月） 午後1時55分

4. 出席農業委員（13名）

1番	乙部繁作君	3番	蛭名勲君
4番	蛭沢清子君	5番	沼尾幸一君
6番	竹内勝子君	8番	高松克彦君
9番	沢田兼美君	10番	中野一男君
11番	甲地武彦君	12番	木村豊三郎君
13番	甲地俊隆君	14番	新山忠幸君
15番	小野寺正八君		

5. 欠席農業委員（2名）

2番	沼尾京子君	7番	米内山寧夫君
----	-------	----	--------

6. 出席農地利用最適化推進委員（3名）

上野（上）	蛭名賢一君	旭	笹倉隆悦君
千代畑	江刺家栄作君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

花向町	野田亮広君	甲地	岡山粕男君
-----	-------	----	-------

## 8. 会議に付した案件

報告第30号	農地の転用事実に関する照会について
報告第31号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第32号	使用貸借合意解約書の受理について
報告第33号	農地法第18条第6項のきていによる通知書の受理について
議案第33号	東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

11番 甲地武彦君      12番 木村豊三郎君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 蛭澤博幸      事務局主事 荒木浩美

## 11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

——— 開会 午後1時30分 ———

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立願います。  
「こんにちは」  
着席願います。

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

ただいまから、2月3日に招集通知しました、第11回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は、13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
尚、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。  
本日、2番 沼尾 京子委員、7番 米内山 寧夫委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

ありがとうございました  
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長  
(乙部繁作  
君)

それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

(開 議)

議 長  
(乙部繁作  
君)

これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
総会の提出案件は、報告4件、議案1件であります。  
充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議事録署名者の指名・書記の任命)

議長  
(乙部繁作君)

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。

お諮りします。

議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議事録署名者には、11番 甲地武彦 委員、12番 木村豊三郎 委員を指名いたします。

なお、書記には、河島副参事を任命いたします。

(会期の決定)

議長  
(乙部繁作君)

日程第2 会期の決定について、議題とします。

総会の会期は、本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議長  
(乙部繁作君)

日程第3 報告第30号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

1ページをお開きください。

報告第30号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方事務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものです。

尚、現地確認は2月3日、委員2名(木村豊三郎 委員及び小野寺 正八 委員)と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

い、現況が農地であるか否かを確認しています。

2ページをお開きください。

受付番号41番、1件について説明いたします。

(事務局受付番41番 1件朗読説明省略)

以上、1件です。

議長  
(乙部繁作  
君)

ただいま、事務局より報告第30号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声)

議長  
(乙部繁作  
君)

質疑なしと認め、報告第30号は原案のとおり報告済みと致します。

議長  
(乙部繁作  
君)

日程第4 報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による  
届出書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

3ページをお開きください。

報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受  
理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3  
第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4ページをお願いします。

(事務局受付番号52番から53番、2件朗読説明省略)

以上、2件です。

議長  
(乙部繁作  
君)

ただいま、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質  
疑ありませんか。

(質疑なしのとき)

議 長 質疑なしと認め、報告第31号は、原案のとおり報告済みといた  
(乙部繁作 君) します。

議 長 日程第5 報告第32号 使用貸借合意解約書の受理について、  
(乙部繁作 君) 議題とします。

事務局より朗読及び説明を願います。

事務局 長 5ページをお願いします。  
(蛭澤博幸 君) 報告第32号 使用貸借合意解約書の受理について、このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告するものです。

6ページをお願いします。

(事務局受付番号5番から6番、2件朗読説明省略)  
以上、2件であります。

議 長 ただいま、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質  
(乙部繁作 君) 疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議 長 質疑なしと認め、報告第32号は、原案のとおり報告済みといた  
(乙部繁作 君) します。

議 長 日程第6 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通  
(乙部繁作 君) 知書の受理について、を議題とします。  
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局 長 7ページをお開きください。  
(蛭澤博幸 君) 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

8ページをお願いします。

- 事務局長  
(蛭澤博幸君) 受付番号8番 1件について説明します。  
(事務局受付番号8番 1件朗読説明省略)  
以上1件であります。
- 議長  
(乙部繁作君) ただいま、事務局より報告第33号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。  
(質疑なしのとき)
- 議長  
(乙部繁作君) 質疑なしと認め、報告第33号は、原案のとおり報告済みと致します。
- 議長  
(乙部繁作君) 日程第7 議案第33号 東北町農用地利用集積計画の決定について、議題とします。  
事務局より事案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長  
(蛭澤博幸君) 9ページをお願いします。  
議案第34号 東北町農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
10ページをお願いします。  
農地売買等事業による利用権の設定各筆明細書使用貸借(しようたいしゃく)、について、説明いたします。  
なお、農地中間管理事業によるため、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させていただきます。  
11ページをお願いします。使用貸借(しようたいしゃく)は、  
(事務局受付番号44番、1件朗読説明省略)  
以上1件です。
- 議長(乙部繁作君) ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご質疑等ありませんか。



委員  
(高松克彦君)

その他を含めて、先月の総会で総会議事録の公表をしていない。法令の第33条で公表しなければならない事になっています。していない理由は分からなかったという事で去年の暮れに事実関係で局長が判り認知したという事ですが、まだ公表はしていないという事ですか。農業委員会等の関する法律で農業の健全なる発展に寄与する事を目的とする。したがってこの総会もあるわけですが、公表をもってその議事録が完結する。

公表をしないで議事録がうろうろしている。決定は決定なんですけれどもやはりこの法律で定めているのは、必ず公表しなさいという事です。なんで法令違反の事実を2カ月以上放置しているのか。役場の他の課は1月にやっているものは公表しています。なんで農業委員会だけ事務手続きが遅いのかきちんと発言で、今日までやっていなかった理由と、いつまでにやるのか、はっきりして下さい。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

先月の総会時にお諮りしまして、33条の中で公表しなければならない。

インターネット上でとあるのでホームページになろうかと思うのですが、その後総会が終わりまして、個人情報関係がございましてどこまで削除すればよいのか、どの辺を訂正して載せなければならぬのかという事で、近隣の町村議事録を勉強しながら作業を進めております。骨格的には大分削除等を訂正しながら載せれる段階までとなっていますが、高松委員がおっしゃるとおり今日現在はまだ間に合わない状態で載せておりません。それが整いしだい速やかに企画課にお願いをして、公表したいと思っております。

委員  
(高松克彦君)

今、速やかにおっしゃいましたが、行政用語では一週間ですよ。来週の月曜日までには載せるという事でいいんですよね。しかも去年の4月から6月分まで、これは議事録に載りますよ。きちんとお答え下さい。よく聞こえませんか。17日の17時までに載せてもらえますか。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

今週中には、4月から遡って4月から1月分まで議事録の署名を頂いていますので載せます。

委員  
(高松克彦君)

はい、わかりました。

委員  
(木村豊三郎君) 確認ですが、方法はホームページとかおっしゃいますけどピンときません、紙で回すとかあるいは東北町テレビに出すとか、どういのですか。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 皆様から毎月、署名者の指名を受けて議事録の署名を頂いております。その分はペーパー、紙で事務局に備え付けているのが基本です。その中で話に出ました農業法第33条の中に、議事録をインターネット上で公表しないさいとの事で、インターネット上というのはホームページとなり、農業委員会のサイトに載せる事となり、但し個人情報の関係もございますので、実際の議事録に出てきたものを触れない程度の中身に、いろいろ名前とか削除したりとか金額も載っていますのでそのへんを削除して、ホームページでどなたが見ても利害関係が出ないような形で載せるということで作業をしております。

委員  
(甲地俊隆君) 確認ですけれども、高松委員から質問があり公表されていない期間は、その以前の前の農業委員会議事録も遡れば公表されていないという事で認識してよろしいですか。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 今までは、インターネット上には公表しておりません。今回が初めての形となります。

委員  
(甲地俊隆君) はい、わかりました。

議長  
(乙部繁作君) そのほか、質疑はありませんか

議長  
(乙部繁作君) 異議なしと認め、議案第34号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
第11回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

—— 閉会 午後1時55分 ——